

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれ常任委員会に付託いたしました議第 72号 和解について、議第 73号 損害賠償の額を定めることについて、議第 74号 市有財産（建物）の譲与について、議第 75号 下田市市民会館指定管理者の指定について、議第 76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について、議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定について、議第 79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第 81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）、議第 83号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2 号）、議第 84号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 85号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 86号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第 87号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議第 88号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）、以上 17件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8 番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

## 記

### 1. 議案の名称

- 1) 議第 72号 和解について。
- 2) 議題 73号 損害賠償の額を定めることについて。
- 3) 議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について。
- 4) 議題 78号 下田市都市公園指定管理者の指定について。
- 5) 議第 79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第 81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算(第 5号)(本委員会付託事項)。
- 9) 議第 84号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 2号)。
- 10) 議第 85号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)。
- 11) 議第 86号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 3号)。
- 12) 議第 87号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 4号)。
- 13) 議第 88号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算(第 4号)。

### 2. 審査の経過

12月 12日、13日、14日の3日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より井出建設課長、磯崎上下水道課長、藤井観光交流課長、滝内産 業振興課長、河井健康増進課長、内田福祉事務所長、藤井環境対策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

### 3. 決定及びその理由

- 1) 議第 72号 和解について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 2) 議第 73号 損害賠償の額を定めることについて。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 3) 議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 4) 議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定について。決定、原案可決。理由、やむ

を得ないものと認めた。

5) 議第 79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。決定、修正可決、理由、施行期日の見直しを図るため。

8) 議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算(第 5号)(本委員会付託事項)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 84号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 85号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第 86号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 3号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第 87号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 4号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 88号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算(第 4号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

以上でありますけれども、補足説明といたしまして、議第 72号 和解について及び議第 73号 損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

委員会での審議の過程におきまして、人身事故でありながら担当課が警察に連絡をしなかったこと、また被害者との示談交渉に、初期の段階から顧問弁護士を同席させなかったことなど、対応の甘さについて委員より指摘がありました。人身事故でありながら警察に連絡をしないという行為は、常識的に考えられないことであります。今後、庁内において、しっかりとした確認と管理体制を強く求めました。

次に、議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今日のような市内経済の疲弊している状況下で、下水道使用料を上げるべきではないという意見も委員の中で多く聞かれました。しかし、数億円以上と言われている借りかえによる金利負担の軽減は、大きなメリットであるということを理解した上で、苦渋の選択ではあり

ましたが、原案に賛成をいたしました。今後の対応といたしまして、接続率の向上のため、具体的な施策を検討することを強く要望いたします。

次に、議第 8号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正について申し上げます。

水道事業は、耐震施設整備や未給水地域の解消、老朽化施設の修理・改善など課題も多く、水道使用料の値上げは避けられない状況にあります。しかし現在、市内経済は非常に落ち込んでおり、市民の生活は大変厳しい状況にあります。原油等の物価の上昇などを考慮すると、下水道との同時値上げは市民にとって非常に負担が大きい。

以上の理由から、当委員会は施行日を平成 20年 4月 1日から 1年間延期し、平成 21年 4月 1日で可決いたしました。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） まず、議第 72号及び 73号についてお尋ねしたいと思います。

この事項は、2月時点で起きていると。しかも人身事故だと。この間、何回かの議会や全員協議会等もあったと。当局は何らの報告もされてこず、突然このような形のものが出されてきていると。こういう当局の姿勢について、どのように議論をされたのかという点が1点と、その点では、警察に立ち会いを求めて、事故の報告調書をとらなかったということの指摘がありますが、現時点で警察の事故報告等々をとらないまま、これの結論を出していいものかと、その疑問が大きく残るわけです。

一般的に保険対応ということになりますと、事故報告、警察からの報告書は当然添付せよと、こういうことになると思います。しかも、それはその警察の機関に客観的に評価をしていただくと、こういうことになっていようかと思いますが、どういうことで保険対応が、そういう調書がなくて結構だということになったのか、その議論や確認をされているのかという点が1点であります。

といいますのは、既に事故があって、大きな板で事故が起きないように措置がしてあると、こういう経過の中で、さらにこのような、しかも人身事故が起きたと、こういう形になっているわけですので、普通であれば現場で車をとめ置いて、警察に通告して、事故報告をとると。事故の経過をきっちり記録していただくと。これが当然とるべき措置だと思いますが、それらの措置を一切とらず、下のガソリンスタンドまで車を運んできたと、こういうことで

ありますので、なおさらどういう事故がそこで起きたのかということ、客観的に証明する書類というんでしょうか、報告というんでしょうか、そういうものは備えておく必要があると思うわけです。この高島さんと保険屋さんとの関係ということよりも、むしろ下田市と保険さんの保険対応の関係ということになると思うわけです。一度払ったものが、これは間違いだった、返せというようなことが起きない保証というのが、事故報告等々がないままで、どこできっちり保証されているのかと、こういう疑問が残ると思うわけでありまして。そういう点で、どのような議論をされたのか。警察に届けていないのが落ち度だったけれども、それはそれで議会としては結構ですと、こういう結論を出しては、やはり私はまずいのではないかと、こういうぐあいには思いますので、その点の結果について、そういうことを承知していながら、そういう結果を出したということについて、どのように議論されたのか。

それから、当初から弁護士を入れるべきであるという指摘をしたということでありまして、どういう事態になって、何が問題になって弁護士に相談し、いつの時点から弁護士と相談して、どういう内容が弁護士に相談しなければならない課題であったのか、2点目としてお尋ねしたいと思います。

議長、議案ごとに個々にやらせていただきたいと思います。とりあえず議第 72号と議第 73号について。

議長（増田 清君） すみません、質問は全部で3回までですから、まとめてやってください。

1番（沢登英信君） では、続けて全部やらせていただきます。

次に、下田市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります、具体的には値上げということでありまして。下水道に準ずる施設であるので、管理費については原則 100%、地元の使用者の方々に負担していただくんだと、こういう原則をとられたということでありまして、基本的にその原則について、どういう議論がされてきたのかというのが第1点であります。

そもそもそういう意味では、現行でさえ 42%しか措置をしていない。まさに環境を整備し、ごみの収集と同じように、使用料をすべて地元民に負担させるということではなくて、税金で対応すると。まちをきれいにしていこうということは、そういうことではないかと。こういう考えがあって、使用料の 42%でとどめておくと、こういう経過があったかと思うわけです。それでなければ最初から 100%の負担を市民にお願いする、田牛の方々にお願いするという経過にならずに、42%の負担をお願いしたということについて、どのように議論をされ

たのか。しかも、これを 60%に引き上げると。本来であれば 100%に引き上げるのであるけれども、なかなか負担が大変であるので、60%にとどめると。やがてまた管理費を 100%に引き上げるんだという、そういう考え方が、言外ににおっていると思うわけです。そういう考え方でいいのかどうなのか、やはりきっちりと議論をすべきことだと思います。

そういう意味で、やはりこれは意見とすれば継続審議等々にすべき内容であるにもかかわらず、結論を出してしまったと。しかも、そういう意味であれば、限界集落といいますが、そこに住んでいる方々はお年を召して、9軒がどんどん少なくなっていくわけですから、しかも 100%の加入率であるということになりますと、経費を削減していくという、この合理化を進めていかなければならないと思うわけです。それらの点について、どのように議論がされて、チェックをされたのか、2点目としてお尋ねしたいと思います。

議第 80号の下水道条例の一部改正であります。下水道については大変な金利負担で、しかも加入者が 50%台だと。平成 4 年から供用開始しているけれども、まだまだ大変な実態で、その実態は汚水量の 3分の1程度しか処理していないと、こういうことであると思います。この大きな理由の一つは、借りかえの制度に乗せたいと。この点については、だれも異論がないかと思うわけですが、現下の経済状況から考えれば、できるだけその時期を遅らせていくという措置も、当然必要かと思うわけです。国の経過の中で、借りかえの条件の中に合う 4月1日の値上げでなければ、借りかえの条件に合わなかったのかどうなのか。やはりこれを 6カ月先延べして、一定の旅館街の収益を見込む中で、支払える体制をつくっていく、こういう配慮も当然必要かと思うわけですが、これらの点についてどう議論が、今日の疲弊している経済状況、旅館や観光業の状態と下水道の値上げをどのように議論し、均衡を図ったのかと。

それからさらに、この点につきましては、借りかえで値上げをすればいいということだけではなくて、条件の中にも加入率の推進といいますが、そういうことが必要だと。しかも討議の中では、担当者の方からも、抜本的な思い切った改革なくしては、加入をなかなか望めない状態だと、こういう現況だろうと思います。やはり値上げと、今後の経営や利用率を高めるということを一体として検討して、とらえなければならぬと思うわけですが、それらの加入率の増進と効率的な経営運営について、どういうことが議論されたのか。そしてまた、当然それらは附帯要件として当局に要請すべき事柄であると思いますが、その点についてどうかということでもあります。

次に、一般会計の補正予算についてであります。それらの経過から言えば、和解に伴い

ます 110万円からの歳入、200万円からかかります和解の損害の額について、やはり治療費の48万8,000円、文書費、休業補償の5万円等は先に予備費対応したということではありますが、これらの予備費対応を、いつ時点でしたのかというようなことも、当然議論がされていると思いますが、どうチェックをされたのかということが1点であります。

それから、粗大ごみの調査をするために98万円でしたか、粗大ごみ処理費用算出業務委託に98万円、補正予算とされていますが、これはどのような仕事をどこに頼むのかと大変疑問に思うわけであります。違法な粗大ごみを処理している業者のつじつまを合わせるための費用であるとしたら、これはとんでもないことであると思うわけです。しかも、粗大ごみの算出業務委託等、特別に粗大ごみだけを調査する業者なんかないと思うわけです。下田市の粗大ごみの状態がどうなっているかは、それを担当している市の職員が一番わかっているはずだと僕は思います。その職員が自ら調査し研究をしないで、委託をしようというような当局の姿勢は、まさに認められない、そういう態度だと僕は思うわけですが、この98万円について、どのような内容のものであるのか、どう議論されたのか明らかにしていただきたいと思っています。

とりあえず以上でございます。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それではまず初めに、和解と損害賠償についての件ですけれども、警察当局を呼ばないで対応して、問題が今までどういう形で進んできたのかということですが、そもそもこれは本会議で説明があったのかもしれませんが、夜間だったために、居合わせた市民課の職員が対応したということです。そのときには写真撮影や現状確認ということをやったということですが、警察を呼ばなかったということについては、大変落ち度があったということをおっしゃいます。これからはしっかりした対応を庁内で話し合っておくというような当局の説明もありました。

それから、板がやってあるのに事故ということですが、板を張ったのは事故後というような説明です。

それで、警察を呼ばないで事故処理というんですか、補償の処理がスムーズにいったのかということですが、それからその後、弁護士をいつの時点で入れたのかということですが、やはり損害賠償の慰謝料の件で、後の方で多少ごたごたがあって、弁護士に介入してもらったというような説明でありましたが、最終的には11月1日に全額保険適

用ができたというような説明がありました。

ですから、委員会としましては、先ほども補足説明で言わせてもらいましたけれども、やはり人身事故であるならば、我々は当然やっていることなんですけれども、即警察 を呼ぶと。それから時によっては、保険会社も現地へ呼ぶというような、そういうこともしっかりやらなければならないという、最終的にごたごたになるんだということで、先ほども説明いたしましたけれども、強く要望をしたわけです。

それから、後の方の一般会計の方でしたか、被害者の方が生活ができないので、休業補償をしてほしいというような話が途中で出てきて、それについて、予備費の方から出さざるを得なかったということで休業補償を出したということで、それは事故前3カ月間の給料から算定するという、そういう基準があるということで、それから算定をして、毎月休業補償を払ったということです。

和解については、大体そんなところだったですかね。

それから、田牛の漁業集落排水施設についてですけれども、これにつきましては、田牛の方の加入率がほとんど100%ということでありながら、やはりそれで全部賄えない。100%でありながら、42%を60%に使用料を改定するわけですけれども、それでもやはり賄えないということですが、それを全部賄っていくには、やはり177.2円という金額が必要だということなんですけれども、やはりそれではいかんせん上げ幅が急激になってしまうということで、今回の改定率にしたということです。

それから、経費削減のためのことをどういうふうに行っているかということですが、点検、日々のメンテナンスの方を一括委託しているということと、それから修繕については、壊れてしまったから大金をかけて修繕するということではなくして、早目早目の対応をしていくことによって、経費がかからないようにしていきたいというような話でございました。

それから次に、下水道条例のことについてですけれども、借りがえについて大きなメリットがあるという話が、やはりどうしても委員会の中では中心になったわけですが、これについては、当局の説明では、やはり今年度中に議決をしていかなければ、国の施策の中でも、来年度は恐らくこういうことはないということで、今回この議会の議決をもって、今年度、借りがえの進め方を進めていかなければ、来年度はない、今回だけのことであるという、そういうことの説明がありました。

加入率アップのための施策ということですが、当局からも大胆なこういうような改革をしていかなければ、やはり加入率アップというのは、なかなかないだろうという話が何



点かございましたが、これはあくまでも案ということだと思っただけでも、ただ委員の方から、そのような大胆なこともやっていかなければならないだけども、やはり不公平も出てくるのではないかと。去年入った人が、それで納得してくれるのかというような、そういう意見もあったものですから、例えば工事費を、新たに来年度加入した人については1割引くだとか、いろいろな案はあるわけですが、そうなってくると、やはり今年入った人はどうなるんだという、不公平ではないかという意見もあるのではないかと、なかなか市民の公平・不公平を考えると、それがすべていいのかというような意見も出たわけですが、やはりある程度大胆な施策もやっていかなければ、この加入率アップというのはないのではないかと、そういうような意見が大半でありました。

それから、一般会計の中で、先ほど予備費対応については、そういうようなことで、途中で出さざるを得なくて、対応したという話でございます。

それから、粗大ごみの件ですが、粗大ごみ処理費用算出業務委託 98万円ということですが、これは粗大ごみの処理費用、今現在に照らし合わせると、どれぐらいが適正であるかということを出すために委託をするということです。これは入札を行って、コンサルタントに委託をしたいということで、どこにというようなことではなくて、今からやる内容だと思いますけれども、それをやっていって、それでは一番よく知っている市の職員がやればよいではないかという沢登議員の意見でしたけれども、やはり第三者の立場に立った公平な意見を出したいということで委託をするという、そういうような説明でした。

大体そんなようなあれですが、不足がありましたでしょうか。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 委員会としても、警察にきっちり調書をとっていただかなかったのはいかがかと思うと、こういう結論を出しているわけですから、その場で警察の調書ということができる場合と、その後に調書をとるという場合は当然あるわけですね。ですから、そういう意味では、そういう指摘をするのであれば、現時点においても、きっちり警察の調書をとってもらうような措置をすべきではないかと私は思いますけれども、そういう意見がなぜ出なかったのかというようなことと、やはりこれは保険対応でできたからいいということではなくて、保険がこのような不明瞭な関係ですと、ある時点になって、これは間違いだったと、このような保険対応が出てくる可能性も検討しなければならないと思うわけです。そういう点で、警察の調書がないということが、法的にどのような意味を持っているのか、全く問題ないのか、この点について再質問をしたいと思うわけであります。

それで、慰謝料の件についての問題で、弁護士を入れざるを得なかったと、こういう経過であるようでありますが、恐らく治療費と休業補償については、事故が2月で、3月か4月に対応したかと思うわけではありますが、具体的にいつ対応したのか。そして先ほど質問しました、これだけの対応をして、その後、防壁を木でやられたということではありますが、それだけの措置をとっていながら、何で議会に報告がないのか。何か隠しておこうというような措置がもしあったとすれば、これはまたきっちりただしていかなければならない課題だと思うわけですが、その間、議会や全員協議会やいろいろ報告する機会はあったかと思うわけですが、どういうわけで、隠されていたと言っては言い過ぎかもしれませんが、報告がなかったのかという点を再度お尋ねしたいと思います。そこら辺の議論がどうされたかということでもあります。

下水道につきましては、そういう意味で、多くの委員のご意見が、やはり抜本的な加入の制度を検討する必要があると。だれが見ても公平で、しかも有効だという、そういうご意見の一致があったということでもありますので、できればそういう指摘をきっちり当局に伝えるということをやっていたら、より一層ありがたいと思います。

もう1点、借りがえが大きなポイントになっているわけではありますが、市内経済が大変不況で、次々旅館・ホテルの経営者がかわっていくというような状態が出ているわけですので、しかも観光業の大きな水道料、下水道料はポイントになるということから言って、できるだけ軽減を図っていくということであれば、4月1日ではなくて、例えば10月1日から実施するということであっても、借りがえの対象にならないかと。こういうことは当然検討すべきことであると思うわけではありますが、それらの点はどのように検討されて、先ほど委員長が言われたような結論　4月1日からの実施ということになったのか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、田牛の排水につきましては、やはり下水道と同じだというような発想ではなくて来ていると僕は思うわけです。ごみの処理料と同じように、本来環境の整備の問題は税金で対応すべきだと。しかし、税金だけでは対応できない部分があるから、一定部分負担してください、それが42%だと、こういう規定で来たと思うわけですが、今日の時点になって、運営費の100%を地元負担にしてもらうんだと。今日当局が出している議案の内容というのは、こういう全くの方針の転換が、ここでなされたというぐあいに理解をしなければならぬと思うわけです。そうでなければ100%という管理費のあれはないわけで、こういうわけで60%見ていただきたいと。この裏にありますのは、やがてあと40%積んで、基本料が714

円であったものを、1,575円にしたいというところだけでも、60%にするんだと。こういう論理の組み立てというのは、田牛の集落排水の実態から言って、なかなか問題があるのではないかというぐあいに私は思うわけですが、この点をどのように議論されたのか。100%、下水道と同じように負担してもらうのが当然の原則だと、こういう論理の上で議論が進められたのかどうなのかという点であります。

議長（増田 清君） はい。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先ほどの和解の件につきましては、委員会としては、やはり休業補償であるとか医療補償だとか細かく確認いたしまして、一番大きいのは慰謝料の問題で、休業補償については、先ほど申したように事故前3カ月間の給料ということで、それは書面的にもしっかりとしたものですから問題ないですし、あと治療費と交通費、その他文書費というのは、これは実費でありますので、そこには問題がないわけですが、一番関心のありました慰謝料のことについて、細かくそれも聞きまして、これについては交通事故損害額算定基準というのが、日弁連交通事故相談センターというところから発行されているわけですが、その表の中で、これについては事故が起きてから治療が完全に終わるまでの期間が基準だということですが、それから一覧表の中から算定して額を決定するという、その時点で、弁護士だとかに相談をしながらやったということで、一覧表にある最高限度額の80%を適用したという説明がありまして、それで被害者はこちら側と保険会社の三者が納得をして解決したという、そういう説明でありましたけれども、やはり先ほども言いましたように、初めから警察を呼んで、いろいろな現場検証をした中でやっていくことが当然であるわけで、その辺は強く強く要望させていただきました。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） そういう件については、そこまでやれというような委員からのお話はございませんでした。

それから、下水道を4月1日からではなく、例えばもっと遅らせるというような、そういう件については話がなかったのかということでございますけれども、下水道については、3日間の委員会の中のほとんどを費やして、じっくりとやったわけでございますけれども、当然そういう意見がありました。かなりの委員の中で、半年ぐらい遅らせるべきであるというような、半年遅らせて、先ほど申したような借りかえというものがいいのかというようなことも議論になりました。それで当局にも、その点を確認いたしましたけれども、その保証

はできないというような答弁がございましたもので、この間についての焦点は、やはりどうしても借りかえのメリットというものが中心になりましたものですから、その件についてはやむを得ず、4月1日で、泣く泣くと言った方が表現がいいかもしれませんが、了解をしたということでございます。

それから、田牛の集落排水につきましては、下水道が今回値上がりするということで、当然100%加入でそれを賄うというのはいけないわけですし、それを一度に上げるということは、当然アップ率が大変高いということで、できないということで、やむなくこの金額で上げさせていただきたいという、そういう当局の説明がございまして、委員会としては了解したということでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 粗大ごみのコンサルタント調査に98万円という数字が出ていますが、98万円でなければならない根拠というのはどこにありますか。そういう議論をされたかどうか。それで粗大ごみ及び家電リサイクルに伴う4品目は、庁内で副市長さん 当時の助役さんを中心にして、調査チームをつくってやられたと。それよりも問題は、単純な問題であるにもかかわらず、庁内でそういう調査チームをつくるのではなくて、コンサルタントへ頼むんだと。しかも98万円だと。なかなか納得いかない。金額がどうして98万円なのか。今までの形態から言って、条例に規定されている処理費が妥当かどうかというようなことを調べるということだろうと思うんですが、そういうことから言えば、当然委託なんかしなくたって職員が十分できる仕事だと私は判断するわけですけども、そこら辺の議論がどこにあったのか。当然今から頼むんだと言ったって、一定の見積もりやコンサルタントとの相談がなければ、98万円なんていうような数字がどこから出てくるんだという話になると思うわけです。いかがだったでしょうか。

それから、もう1点、水道の方に戻りますが、上水道の方も借りかえの問題が出ていたかと思えます。これは3億8,000万円でしたか、現在借りている金がある。それが第6次の拡張や耐震や老朽化した管の取りかえで3億円ぐらい伸びそうだと。そうなると、単純にいけば借りかえができなくなると。しかし、耐震のものについては、話し方によっては借りかえの対象になって、2,200万円ほどの利息の軽減が図れるかもしれない、こういう全員協議会でのお話があったかと思うわけですが、その点はどのような検討がされたのか、議論がされたのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） はい、どうですか。

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先ほどの粗大ごみをコンサルタントに委託するという件につきましては、98万円がどうかという話し合いはなかったですけれども、これから入札で発注するというので、先ほども申しましたように、あくまでも第三者の立場での公平な金額を出したいんだという、そのためにこのような業務委託をするんだという、そういう説明がありまして、委員会としましては、納得をしたところでございます。

それから、もう1点の上水道の借りかえ 2,000数百万円ということも、確かにあったわけですが、委員会の審議におきましては、下水道の5億数千万円の借りかえというものが、やはりそこだけは捨てられないという意見で、上水道の金利軽減については、先ほども修正案が出たということですが、たとえ1年先延ばしして、これがもしだめであっても、やむを得ないというような考えの中から、下水の借りかえは重視していきたいという、そういうような考えが委員の中に多くて、このような結果になったものです。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） これについての資料というものは、ございませんでした。先ほど私が申したような口頭の説明でした。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑は終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告いたします。

## 記

### 1. 議案の名称

- 1) 議第74号 市有財産（建物）の譲与について。
- 2) 議第75号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。
- 3) 議第76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。
- 4) 議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

5) 議第 83号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第 2号)。

## 2. 審査の経過

12月 12日、14日の 2日間、第 1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、村嶋税務課長、金崎学校教育課長、鈴木生涯学習課長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由

1) 議第 74号 市有財産(建物)の譲与について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 75号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算(第 5号)(本委員会付託事項)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 83号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第 2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、総務文教委員長長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

ここで 10分間休憩いたします。

午前 10時 56分休憩

午前 11時 6分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第 72号 和解についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
にご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 72号 和解については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いた  
しました。

次に、議第 73号 損害賠償の額を定めることについてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
にご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 73号 損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告どおりこれを可

決することに決定いたしました。

次に、議第 74号 市有財産（建物）の譲与についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 74号 市有財産（建物）の譲与については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 75号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 75号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 75号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第79号は、田牛漁業集落排水処理施設の使用料の値上げ案がその内容となっております。接続件数96件、処理人口260人、普及率100%、日平均の処理汚水量は451トン、実績は100トン程度であると言われております。下水道と類似施設であるので、下水道と同時に使用料の引き上げを行うと、こうしているわけでありましたが、現行はこの施設の維持費の42%にとどまっております。これはごみ処理と同じように、環境を守るための大事な仕事であると。そこにあります精神は、すべての経費を市民に負担していただければいいと、こういう考えではないわけでありまして。その一部は市民に負担していただくにしても、その多くは行政が責任を持つ、こういう運営がされてきたものを、180度転換し、維持費のすべてを住民に負担していただく、しかしとりあえずは60%であると、このような提案であるわけでありまして。

高齢化により世帯減が進む、しかも100%加入している、ますます経費の削減を心がける、そういうことが求められているにもかかわらず、具体的な経費の削減案は出さず、一方的に市民に負担をお願いする、714円の基本料を行く行くは1,575円までにするんだと、このような提案をしているわけでありまして。当局の問題の立て方が、基本的に間違っていると言わざるを得ないと思うわけでありまして。この施設は間もなく老朽化といいますが、施設の改善や修理も伴ってくると思うわけでありまして、抜本的な対策を立てて、料金も含めて検討するということが求められていると思うわけでありまして、料金の値上げのみで、その他の問題点は十分に議論・検討されていない、こういう中での決定には、反対せざるを得ないと思うわけでありまして。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 田牛集落排水施設の料金改正、値上げに賛成の立場から意見を申し上げます。

議員として、料金値上げ、増税に心から賛成する、どうしても推進しようと思ってしまう議員はなかなかいません。私も今回の改正に当たっては、先ほどの産業厚生委員長の報告の中にもあるように、本当に苦渋の決断であります。やむを得ないと認めて、仕方なくここは値上げせざるを得ないのかなというふうに判断したところであります。

田牛集落排水施設に関しましては、ほぼ田牛集落の100%の世帯が加入し、またこれまで

滞納もなく、皆様力を挙げて施設の維持管理に努めてきました。その間、使用料は 42%というふう抑えられてきましたが、その分、田牛の人たち、できることは自分たちの手で徴収、検針等々を行ってくるなど、経費の削減にも努めてまいりました。そのような中で、これから維持していくために、この時点で値上げをせざるを得ないというふうな状況に立ち至ったわけです。これは施設の維持費を、すべて全額使用者の維持管理料で賄おうというふうな大転換をしたというふうに私は思っておりません。施設の維持費は、確かに使用料で賄うのが理想ではありますが、それはできない現実があります。しかし、財政からの繰り出し等々をもらいながら、そこら辺のバランスを考えながら料金改定も考えていく、下田市の財政はそのような時点で来ております。

そういうふうな意味で、今の時点で田牛集落の排水施設、値上げせざるを得ない。非常に苦渋の決断ではありますが、それが水道料金等々とリンクして今回値上げの提案がされている。さらに厳しい状況にあり、そこら辺のところも水道料金、下水道料金、いろいろなことを委員会としても審議してきました。その中で集落排水に 関しましては 26%、値上げ率としては大変大きいわけではありますが、ここは田牛の皆様が苦渋の選択、苦渋の判断、苦渋のお願いをしまして、値上げをお願いするというふうなことを委員会として決定しました。非常に苦渋の決断ではありますが、今回値上げを賛成した理由であります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告ど おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 次に、議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、ご案内のように下水道使用料の値上げを内容とするものであります。

ここの議論でも、多くの方々が下水道事業が破綻しているのではないか、このように指摘されたわけであります。まさに経営責任、運営責任がきっちり問われなければならない。下水道事業については、こういう状態にきているということは、だれしも認めているところであると思います。それだけに、この問題をどう解決していくか、議会も当局もきっちりと思慮を出していかなければならない、そういう課題であると思います。

ところが、一方的に借りがえができるからといって値上げをする、全国平均の 133円程度であるからよかろうと、こういう判断であっては、やはりいけないと思うわけであります。その多くは、観光地でありますこの下田市にとりまして、水道料、あるいは下水道料、これらの料金の値上げが観光業の経営を大きく圧迫していくことは、だれの目にも明らかであると思うわけであります。

そういう点で、田牛排水もそうですが、当然、議会としても参考人を呼ぶ、あるいは公聴会を行う、こういう手続が必要であると思うわけであります。市民に了解を求める、この姿勢がなくて、何が苦渋の選択かと。口先だけの苦渋の選択ではないかと、こういう批判に私は耐えられないのではないかとと思うわけであります。しかもこの実施は、当局提案は 4 月 1 日ということでありますので、3 月議会まで十分に議論をする時間はある。継続審議もしないで、当局の一方的な借りがえ案で、十分検討せずに値上げを認めるということは、大変問題があると思うわけであります。しかも加入率が 50%台で、平成 4 年から既に 15 年余を経過しようとしている中で、その方策もきっちりに対応していかなければならない。区域についても、どのようにしていくのかは、今きっちりの方針を定めなければならない、そういう時期に達してきていると思うわけであります。ただ財政のみで、つじつま合わせの値上げをすればいいのかと、こういう批判に耐えられないのではないかと私は思うわけであります。

そういう点で、国が示した借りがえの方針は、ぜひ利用していかなければならないとは思いますが、その利用に当たっては、十分な検討をして、必ずしも 4 月 1 日ではなく、10 月実施の可能性もあるとすれば、それは延ばして、その期間、加入率やそれぞれの下水道に絡みますもろもろの問題を調査 研究して、どう計画を立て直し、経営改善をしていくのかと、こういう計画こそ立案すべき時期に来ていると思います。それらの課題が何らきっちり議論さ

れていない、当局も示していない、こういう点で反対をせざるを得ないと思うものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 議第80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての賛成意見を述べさせていただきます。

当委員会では、下水道料値上げについて十分に検討、また意見を出し合い審議いたしました。借りかえについては、下田市にとって非常に有利な条件であり、この借りかえの時期を逃すわけにはいかないという意見が総意を占め、また 10年にわたり5億5,000万円という利子の軽減、今まで一般会計を圧迫していた下水道会計が少しでも軽減され、その一般会計の軽減が市民サービスのために、より使われるような形を望んで、その料金の値上げに賛成いたしました。132円という値上げの金額ではありますが、これは借りかえのため国から指定された経営健全化の中の1項目に132円という金額が出て、先ほどの鈴木議員と同じように、みんな苦渋の選択であります。本当に値上げというのは、今、厳しい下田市の経済状況において、より圧迫するものと思い、本当はしてほしくはないのが実情であります。この一般会計の軽減という、また実質公債費率が上がっている原因となっている下水道、少しでも実質公債費率を下げるための一つの苦渋の選択と思い、賛成いたしました。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 私は、産業厚生常任委員会の委員であります。当然この委員会で原案を可決した、そういう立場でございますけれども、ただいま1番議員からの「苦渋の選択」についての意味合いが、少し我々が感じていたこととちょっと違うのかな、そういう感じを受けたもので、委員会の審査経過について若干述べさせていただいて、その上でご判断をいただきたい、そのように感じまして、ここに登壇させていただきました。

あえて私は賛成とは申しません。賛成とは申しませんが、委員会で結論を出した以上、その立場に立たざるを得ない。これはやむを得ないことでございます。

今回の料金値上げ、今冷え切ってしまった市内の経済を見たときに、安易に値上げすべき

ではない、これは私はだれよりも強く感じております。今回の値上げの当初の説明を聞きますと、一般会計から下水道会計に繰り出しているお金が7億6,000万円もある。こういう状態を続けていったら、下水道が破綻するばかりか、一般会計もおかしくなってしまう。何とかこういう状態から抜け出していきたい。そのためには、下水道に接続していることによって利益を受けている受益者に、それ相応の負担をしていただきたい。平たく言ってしまえば、こういうことでした。

そして、さらに今回は、下水道会計が抱えている90億円弱の借入金、この中で5%、6%、7%という、およそ25億円の非常に高利な借り入れがある。これを繰上償還なり、あるいは借りかえによって、その金利の負担を軽くしたい。それができれば12年間で5億5,000万円の金利軽減ができる。こういう大きな2つの理由がありました。

表面上ちょっと考えますと、そういう理由ならば値上げもやむを得ないのではないのか、そのように感じられます。しかし一般会計から繰り出している7億6,000万円、確かに大きなお金ではございます。しかし下水道事業というのは、都市計画の中の一事業でございます。都市計画というのは下田市の大きな施策であります。したがって、都市計画税の中から1億7,000万円余の税金が下水道に入っております。そしてこの下水道事業のために、国から交付される3億円余の普通交付税が入っております。合わせますと4億7,000万円にもなります。7億6,000万円から単純に引き算をしますと、2億9,000万円足りなくなります。これが一般会計が負担しているお金なんです。合計7億6,000万円と言われると、そんなに負担しているのか、それでは大変だという議論になりますけれども、実質的には2億9,000万円なんです。

それから、繰り上げ、借りかえの議論にいたしましても、確かに5億5,000万円の金利が軽くなる。1年間にしてみると、約5,000万円弱の金利負担が軽くなる。ただ、それを受益者ということで、接続をしているその加入者だけに、その責任の大半をかぶせる、そういう施策がいいのか悪いのか、確かに私ども委員会の委員は悩みました。

しかし、これが3年間という時限の制度で、その中でやらなければならない、この船に乗り遅れしたくない、そういう当局からの強い要請もございました。先ほど何が苦渋かと1番議員から言われましたけれども、平成19年度中に原案を可決して、そしてこれをさらに半年なり1年なり実施を延ばすことができないのか。それで繰り上げ、借りかえが国で認められるならば、そういう選択もあるではないか。我々は委員会の休憩時間を利用して、2回、3回にわたって協議をしてきました。何とかいい方向性を見つけようということで協議をして

まいりました。一度は財政当局も、そういう方法でいけそうだという、そういうご返事もいただきまして。ではそういう方向でいってみようではないか、そうしている過程で、議員の中から、そんな当局いじめはやめろよと、反対なら反対ではっきりさせればいいのか、そういう強い声も聞かれました。

私どもは、決して当局をいじめようとか、そんなつもりでこの審査をしてきたわけではありません。負担にあえいでいる市民の立場を、どうしたら幾らかでも軽くできるのか、そして財政難にあえいでいる市の財政を、この繰り上げ、借りかえによって若干でも軽減していくことができるならば、その方も何とか立てたい。そういうことで非常に悩んだんです。苦渋の選択、一言で言ってしまえばそうなりますけれども、非常に悩んだんです。その結果、こういう委員会の結論が出たわけでありまして。

安易に値上げいたしますと、ただでさえ滞納はふえております。税金など公租公課、この支払いをするために借金をしている市民がたくさんおります。そしてその借金ができなくなって、その結果、滞納がふえている、そういう例もたくさんあります。そういう背景の中で、この値上げの議論がされたわけでありまして。当局のためにいい結果を出してやろう、そんなけちな考えでこの委員会は結論を出したわけではありませぬ。悩みに悩んだ末、この結論を出したわけでありまして。

ですから、一言で苦渋の選択、その内容は何だと、そう軽々しく言われたくもないし、また我々委員会の委員として、この結論を出したことに、市民の前でも、今回はこういう理由で値上げはやむを得なかったんだという説明ができるのではないのか、そういう意味から、今回の委員会の決定につきましては、理由はやむを得ないという非常に抽象的な理由になっておりますけれども、私は私なりに考えますと、胸を張って言えるのではないのかな、そのように思います。こういう思いを述べさせていただきますと、今回、私どもの委員会がこういう結論を出したことを皆さんにご理解をいただきたいと思っております。終わります。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する産業厚生委員長の報告は修正可決であります。原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

6 番。

〔 6 番 岸山久志君登壇 〕

6 番（岸山久志君） 議第 81号 下田市水道使用条例の一部 を改正する条例の制定に対する修正案。

現在、未給水地域の解消、施設の老朽化、また施設の耐震設備など、もしものときに命の水となる水道を健全に配水できることを思うとやむを得なく、しかし現状、非常に厳しい市民の生活の中、下水道と同時値上げは余りにも負担が大きく、そのため 1 年間の施行を遅らせることの修正案に賛成いたします。施行期日の平成 20年 4 月 1 日を平成 21年 4 月 1 日に改めるよう修正いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。



次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。  
お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）を討論に付します。  
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）に反対の討論をさせていただきます。

その 1 つは、先ほども議論してまいりました議第 72号、73号に伴います慰謝料、補償の問題であります。

警察にも事故報告を出していない。しかも 2 月にこの事故が起きて、当局としてもきっちりした対応をしてこなかった、こういうことが歴然でありますし、保険対応できるからいいのだということではなく、念には念を押して、当然警察に事故報告等の手続をきっちりとして対応をすべきものと私は考えるものであります。

第 2 は、粗大ごみ処理費用の算出業務委託の 98万円の補正予算であります。

その根拠も明らかにできない予算、しかも今日、財政が大変な中で、職員が努力すれば、きっちりこのような業務は十分可能であるにもかかわらず、第三者に頼むことが公平性を期するかのような議論を展開して、まさにむだ遣いとも言えるような予算措置をすることは、認められないと私は考えるものであります。

以上の理由によって、補正予算に反対するものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5 番。

〔 5 番 鈴木 敬君登壇 〕

5 番（鈴木 敬君） 一般会計補正予算に賛成の立場から意見を表明いたします。

反対者の論点は2点あります。まず第1点、和解について。これは当産業厚生委員会でも、和解の処理については、さまざまな疑念も出され、当局に対する要望 こうしてはいけない、これからはこういうふうにしてほしいというふうなところも、しっかり議論してきました。確かに当初、警察に届け出して、ちゃんと事故として扱い、その上でしかるべき措置をするというふうなことが必要であった。この点は当局の大変な不手際であると思います。これからそのようなことがないように、しっかりこれからの和解について、事故の処理については、ちゃんと道筋を立てて、必要であれば弁護士も早い 時期に投入して、しっかり市民の理解が得られるように対処していくというふうなことは、この間の質疑においても、十分当局の方にも申し入れし、その上で委員会として賛成の意見を申しました。

また、一度和解したものを、それだけの理由でもう一回一に戻すというふうなところまで、今回そこまでの必要性があるのかどうなのかという観点に関しましては、委員会としても、いろいろな問題点はあるけれども、和解を最初からもう一回見直すべきだというふうなところは、今回そこまでする必要はないのかなというふうな委員会の大勢もありました。そういうふうなところで、さまざまな問題点はありますが、これから当局の方にもいろいろ改善してもらって、このような事故に関しては、より公明正大な措置をするというふうな委員会の意見を申し添えて、今回これに関しては賛成するものであります。

もう1点、粗大ごみ処理の持ち込み料金の改定について、コンサルタントに委託するということですが、粗大ごみ処理の持ち込み料金に関しては、これまでも 20円・30円問題として何回もこの議会において取り上げられました。当局には当局のこれまでの過去のいきさつもあり、業者は業者としての適正な利益 を出す料金の希望というものがあり、そのような中で、条例に基づいた 20円になされていないというのは、おかしいのではないかという意見もあり、20円にする。しかし、将来的な料金に関しては、また適正な料金がどの辺にあるのかというふうなことも考慮しながら、条例改正の必要があれば、その方向で検討していくというふうなものが、この議会の立場であると思います。その一つの客観的な判断材料を出すためには、第三者的なコンサルタントに、現実的にどのくらいの料金が妥当なのかという一つの判断をしていただくというふうなことは、市民に対する 説明としても、それは必要な措置ではないかと思えます。

98万円の根拠がどこら辺にあるのか、それはあくまでもコンサルタントの委託の料金でありまして、それは過去のいろいろな例から、当局が妥当な料金だというふうな形で出てきたものだと思います。これについては、これから入札もし、適切な予算になると思います。

そこら辺も踏まえて、今これからのごみの処理について、ある程度第三者的な、客観的な料金を提示していただくということは必要であるというふうな観点から、この点に関しても賛成する立場であります。

以上のような理由から、今回の一般会計補正予算に関しては、賛成するものです。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 82号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 5号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 83号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 83号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 84号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 84号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 85号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 85号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 86号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 86号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 87号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 87号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 88号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 88号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第 13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、発議第 13号 民法第 772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番。

〔 5 番 鈴木 敬君登壇 〕

5 番（鈴木 敬君） 発議第 13号 民法第 77条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、民法第 77条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に提出するものとする。

平成 19年 12月 17日提出。

提出者、下田市議会議員、鈴木 敬、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

提案理由、嫡出推定に関する運用の見直しを求めるため。

民法第 77条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書。

民法第 77条第 2 項は「婚姻の解消若しくは解消の日から 300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を求めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から 100年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後 300日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方々がいます。

そうした方々の救済のため、法務省は今年 5 月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の 1 割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって政府におかれては、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠で

あっても社会通年上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 17 日、静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 13 号 民法第 772 条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審査はすべて終了いたしました。

これをもって、平成 19 年 12 月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 58 分閉会